

# 告 示

## 埼玉県告示第千号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

| 職名 | 氏名    | 住 所              |
|----|-------|------------------|
| 理事 | 坂田 修一 | 埼玉県羽生市大字北荻島七百十番地 |
| 同  | 吉岡 榮市 | 同 同 秀安百十五番地      |
| 同  | 田村 喜成 | 同 加須市下三俣千百八十八番地  |
| 同  | 山田 加藏 | 同 久喜市栗橋千四百五番地    |